

# 確定申告は3月17日(月)までに

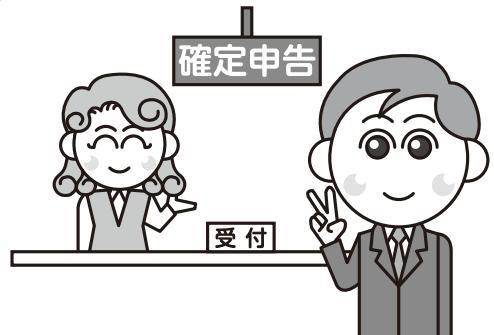
平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告と納税は3月17日(月)が期限です。

消費税の申告は3月31日(月)が期限です。

消費税の申告は3月31日(月)が期限です。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。



#### ・所得税および復興特別所得税の確定申告に関する問合せ先

刈谷稅務署 ☎ 21-6211

※電話は自動音声により案内していますので、問合せ内容に応じた番号を選択してください。

#### ・市民税・県民税申告に関する問合せ先

■税務グループ(市民税担当) ☎52-1111(内線246・247・253)

## 所得税・復興特別 所得税の確定申告

平成25年分から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税とあわせて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年分から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

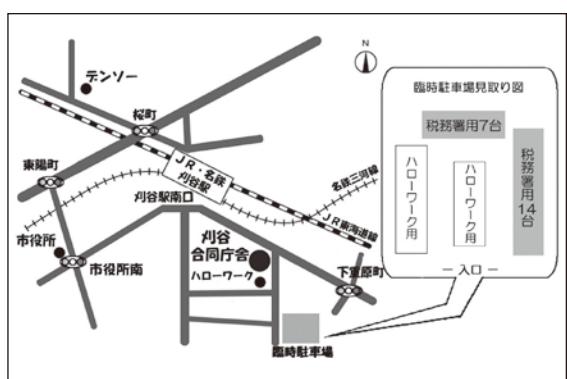
また、平成25年1月1日～平成49年12月31日に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税があわせて徴収されています。

- ◆臨時駐車場の駐車可能台数は21台で大変混雑が予想されます。公共交通機関を利用してくださ  
い。
- ◆臨時駐車場は2月3日(月)～3月31日(月)にかぎり利用可能
- ◆確定申告とは所得税および復興特別所得税の

※2月23日(日)・3月2日(日)は開設します。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までに来場してください。

刈谷税務署（刈谷市若松町1丁目46番地1  
刈谷合同庁舎内）  
とき 2月13日(木)～3月17日(月)  
(土・日曜日を除く。)  
午前9時～午後の3時



## 税務署および臨時駐車場案内図

- ◆添付書類は、「添付書類台紙」に貼つてください。
- ◆所得税・消費税・贈与税の申告 e-taxを利用してください。
- ◆東日本大震災の被害を受けて避難されている方  
納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難している方の国税に関する相談は最寄りの税務署で行うことができます。
- ◆記帳・帳簿などの保存制度  
平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生すべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。  
なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。